

これを許さない実態にあった。泰温は自身の財用を節してまで建立の費用をたくわえようと、このことは藩臣にも及んでいった。町郷民も自発的に献金運動に乗り出した。機運の高まりをさとった泰温は、一七四四年（延享元）一月学堂建立の命を發した。しかし翌二年六月二日泰温の卒去により、その建築も一時中止のやむなきに至った。

泰衙は一七四六年（延享三）大洲城に初入りしたが、翌延享四年参勤出発の前に学堂完成のことを下命した。工は急速に進み、八月なかばにはほとんど完成した。学堂は祠堂と講学書院とからなつた。祠堂は旧名そのまま明倫堂とし、書院は大学綱領から取って止善書院と名づけられた。ほとんど成つた学堂で、雄琴は中江藤樹百年忌祭礼を行なつた。ついで九月六日には止善書院明倫堂の落成式典が執行され、ここに大洲藩校が出發した。

2 北藤録と温故集

修史 泰衙の教養は大名間でも令名のあるところであつたが、歴史については特に造詣が深かつた。かつて養父泰温は家史の編纂を企て一書を成したが、全備には至らなかつた。その遺志を体した泰衙は、ひろく史料の収集につとめ、みずから心力を尽くして考究にあたり、全く新たに編述することとした。これに従つこと一五年、完成して自序を書きあげたのは一七五九年（宝暦九）冬三二歳のおりであつた。全二〇巻、名づけて『北藤録』とせう。

史談会 野々村長左衛門尚住（百五十七）（不短）は眼疾のため一七三六年（元文元）四二歳で隠居して玄透と号した。はやくから古事を好んで史書をあさるとともに、古老から聞きとめることを怠らなかつた。玄透を中心に

古事談グループが生まれ、一七五四年（宝暦四）七月二日夜から会合が始められた。夜ごとに同好者が集まって昔語りの花を咲かせた。その話題の筆録された集積が『温故集』四巻となつた。加藤光泰以来一五〇年にわたる史談で、藩侯の逸事、家臣家系の起原、諸士武勇談など、語られる事実は正確で史料となるものが多い。

四 藩財政の推移

1 享保大飢饉

天災人災 一七三二年（享保一七）という年は、四国・西国にとつては恐るべき飢饉の年であつた。大洲藩においては、その災を免かれなかつたばかりでなく、これに先立って城下町の火災という痛手を被つていた。閏五月二日、城下裏町一丁目から出火、侍屋敷三七家、無足（無足）（軽輩）屋敷二三家・下屋敷・長屋をはじめ、町家は三三四軒を焼失、死者八人を出すという大災であつた。焼跡は区画整理の命があつて、裏町通・片原町通は小住家が多く出火がたびたびなので、塩町にその町家に移し、道路を拡張して片原町侍屋敷を形成した。そのため西方寺・徳正寺は勘兵衛屋敷辺に替地が与えられた。

いっぽう郷中においては、すでに前年の享保一六年において稲作に被害を受けていた。享保一七年になると夏の初めより長雨が続き、加えて六月末からウンカの大発生を見、収穫皆無という惨状であつた。この年後半から翌享保一八年に至つて食糧不足は深刻をきわめた。米価も蔵相場一石につき銀八〇匁に対し、一八年春の地相場は銀三〇〇匁にもはねあがつた。飢人餓死者も多く、『加藤家年譜』も「御在所田方虫附大

飢饉、夥數(おびただし)死人と記している。大洲城下では飢人は五二一人、餓死者は一九人であった(大洲商家由来記)。

飢人救済 四国・西国の惨害について、幕府も救済を布令し、諸国にその産米を被害地に急送することを命じた。伊予に対しては今治に回米され、大坂奉行所と力が向出し、各藩からの私米願い出を受けた。各藩の第一回買い受け願い出は次のようであった(日野家文書)。(願い通りには米は入荷しなかった。)

藩	願出石高	飢人数
松山	一万五〇〇〇石	六万〇〇〇人程
今治	二〇〇〇石	四五七一人
小松	五〇〇石	一、二〇〇人程
西条	一〇〇〇石	
大洲	五二〇〇石	一万四六三〇人
新谷	二二〇〇石	三三五六人

大洲・新谷両藩の受取米は次のようになっていた。米は野州宇都宮米・越前米・作州米・遠州浜松米・豊前豊後米等であった。

大洲藩	11月7日	11月16日	11月17日	11月20日	11月22日	12月15日
新谷藩	7月7日	7月16日	7月17日	7月20日	7月22日	7月15日
	不明	一七〇石六二四〇石八一八五石三〇〇石五八七石				
	七〇石	五〇石	五〇石	七〇石	一〇〇石	二〇〇石

以下
史料なし

藩の具体的な救済措置については史料が乏しい。大洲藩では享保一八年春、大洲城下町年寄山崎屋吉右衛門・野上屋惣右衛門を「飢人見届役」に任じて、飢人の救済世話方を命じた。城下では、飢人扶助は一日米豆三合ずつであった(大洲商家由来記)。替地の宮内小三郎常政は、

一五年間の札遣を認可された(加藤家年譜)。公式許可はこの通りであるが、一村正造はその所持する現物により、公式認可以前にすでに発行されていたことを立証した(温古)創刊号、「大洲初期藩札」。この札がいわゆる「大洲享保札」である。享保札には享保一五年・同一六年発行の二種がある。銀目は三匁・一匁・五分・四分・三分・二分・一分の七種であった。新谷藩は大洲札に加印して通用させた。

公役 泰温の勤仕した通例参勤公役は桜田組火防役一回、大手組火防役三回、神田橋御門番一回であった。一七三六年(享保二一)には勅使冷泉前大納言・葉室前中納言の供応役として、三月一三日から同二三日まで奉仕した。また享保一十九年・寛保二年には、ともに伝奏役の控えを命ぜられている。控えではあっても、不時の用意は整えておかねばならなかった。こうした勤仕は著しく経費を要することなので、藩財政に大きく響いた。

年月日	種別	災害事項
享保14. 6.22	旱	寺百万遍執行
8.19	水	出水1丈6尺4寸、死2人
9.14	水	出水2丈1尺、死2人
15. 1.18	火	焼失8軒
17.閏5.12	火	裏町出火、396軒焼失
20. 2. 9	火	仲町出火、163軒焼失
4.24	水	出水2丈6寸、田方虫付
元文元 7. 7	水	洪水
2. 4. 4	旱	旱魃、田方虫付
5. 3. 3	火	江戸下谷屋敷類焼
9. 4. 4	水	出水1丈9尺5寸
4. 1.16	火	長浜大火、183軒焼失
8.17	水	出水2丈余、死2人
5. 2.29	火	本町出火、600軒余焼失
寛保元 7.22	水	出水1丈6尺
2. 8.21	水	出水1丈7尺余
3. 7. 7	水	出水1丈3尺
延享元 8.10	水	出水2丈2尺余

毎年風波の災に悩んでいた灘町浜手の埋立工事を自力で起こし、灘波者に賃銀と扶助麦を与えて救済した。また内ノ子八日市正木喜右衛門は、私財を投じて飢人を救い、賞として藩から三人扶持を給せられた(積塵邦語)。

大洲藩では飢人救済の方策が相当に進められたものである。享保一八年一月には家老・奉行・町奉行らは、取り計らい良好をもつて藩主から表彰された。

2 泰温の治世と財政

不況の波 財政の窮迫は、各大名はもとよりであるが、その徴税を早くから露呈したのは幕府であった。一七二二年(享保七)七月三日幕府は大名に命じて、当分の間高一万石につき米一〇〇石ずつを献上させることとした(いわゆる上米)。その理由は幕府の御家人の数も年々ふえ、その経費も多く困費も足りなくなったのだというのである。上米の代償として参勤一か年の在府期間を半年に縮めた。ために大名らの江戸への召連人数も減じて、それらも節約になるというのが幕府の見解であった。このことは一七三〇年(享保一五)改正まで続く(徳川実記)。

藩札発行 藩札は諸藩がその領国内流通のために発行した紙幣である。目的は財政窮迫の打開にあった。一六六一年(寛文元)越前福井藩が発行したのを初めとして、以後これにならう藩が多かった。宇和島藩・松山藩でも発行した。一七〇七年(宝永四)幕府は各藩にその使用の停止を命じたが、不況の深刻化とともに諸藩の願いに抗し得ず、一七三〇年(享保一五)六月四日、藩札使用を許可するに至った。

大洲藩においても札遣を幕府に願っていたが、享保一六年七月一〇日

ほかの度重なる火災も、窮乏に拍車を加えた。泰温治政中の災害は上表のようであった(加藤家年譜)。「大洲商家由来記」。

右のうち、火災は一七四〇年(元文五)のものを最大とする。二月二十九日日本町三丁目から出火、類焼六〇〇軒余、侍屋敷七軒および藩長屋二筋もこれに含まれる。町民も享保一七年以来「九年に三度の大火」と嘆いた。以後町内は瓦屋根にするよう町奉行から布令された。

御用銀・御用米 藩財政の衰弱とは逆に、商業資本の発展は目ざましく、城下・新谷・五十崎・内ノ子・中山・御替地(郡中)・長浜等には、巨富を擁する商人が輩出した。藩は由字帯刀差免、扶持方給与などを代償に、かれらに御用銀・御用米の差出しを命じた。中山村美濃屋文右衛門は大豆を二回に四五〇石献上して苗字を許され、三人扶持を与えられた(門田氏由緒)。同村の玉井宗徳は、一七三六年(元文元)から一七四八年(寛延元)までの間に銀二八貫目余、大豆六七〇石余を献上した。五十崎町綿屋長右衛門は一七一九年(享保四)から一七五五年(宝暦五)までに銀二七貫目余を差し出した(積塵邦語)。

右はわずかな例であるが、富商をはじめ庄屋なども次々に献銀献穀によって特権を取得していった。一面藩の危急を救うことにはなっただけでも、その得た過剰権力と奢侈の増長がやがて農民らの憎悪を爆発させることとなるのである。

新谷藩では一七四二年(寛保二)一月、新谷町内家持階級に対して、はじめて二〇〇石の御用米献上を命じた。新谷藩にいう「家持」は通例の名辞で、町人階層の一つ、町内に家屋敷を所有する居付地主をいう。「新谷町内家持献功名鑑」には次のようにある(その後絶家したものは挙げ

られていない。

- 寛保二歳壬戌正月、米式百石町内江御用被仰付候始也、
- 一 八拾石 論田屋金三郎
- 一 式拾石 論田屋治右衛門
- 一 四石五斗 成屋清治
- 一 三石五斗 紙屋嘉平
- 一 式石 五十崎家次
- 一 壹石 五百木屋勤兵衛
- 一 五斗 仕立屋八内
- 一 五斗 矢野屋利兵衛
- 一 六拾石 論田屋久左衛門
- 一 一八石 布屋善右衛門
- 一 四石 紺屋半助
- 一 三石 壺屋吉治
- 一 壹石五斗 出石屋金八
- 一 壹石 種荷屋利右衛門
- 一 五斗 春ヶ屋六兵衛

省略(節約) 元文・寛保年間(一七四〇-一七五〇)になると、大洲藩は極度の節約に努めねばならなかった。一七三五年(享保二〇)三月六日には諸役所の入用向省略令が出されたが、一七三七年(元文二)九月二日発せられた省略令はさらにきびしいものであった。その基本は家老によるいっさいの支出事前承認決裁の勵行にあった。予算も極度に緊縮が計られ、藩主をはじめ台所方の経費まで強い制限が加えられた。

一七四一年(寛保元)一月には、勝手向差支という事で、五箇年間の省略が布達された。以後毎年この布令について心得向きが訓諭された。緊縮のためには一七四二年(寛保二)七月には玉川御茶屋が放棄された。大洲藩は江戸屋敷のほか、大坂蔵屋敷・京都屋敷・伏見屋敷を所有していたが、同年一〇月京都屋敷を引き払って、伏見屋敷留守居役が京都御用を兼帯することとして、出先の縮少をはかった。

3 泰衛の治世と財政

公役 泰衛の通常参勤勤役は、大手組火防・桜田組火防・神田橋御門番等であったが、例によって多大の出費を要する供応役に三回も命ぜられた。

一七四八年(延享五)には朝鮮信使来朝につき、伊豆三島宿での宿泊供応役(往来とも)を命ぜられ、五月三日から六月二〇日まで三島に出張して勤仕した。ついで一七五一年(寛延四)には將軍吉宗卒去によって、勅使転法輪前内大臣実頭(江戸下向)につき、閏六月二八日より七月五日までその供応につとめ、また一七五八年(宝暦八)には恒例の勅使江戸下向にあたり、伝奏柳原前大納言光綱・広橋前大納言兼胤の供応役を勤仕した。

災害と省略 水火の難は泰衛の治世においても多く、概況は次のようであった。

年	月	日	種別	災害事項
延享	3	2.23	火	在所下井沢右衛門宅出火、類焼37軒
		12.18	火	御替地小川町出火、類焼15軒
	5	5.19	火	在所中村失火、類焼104軒
寛延元	9	9.2	水	大風雨出水2丈1尺5寸、死5人、牛馬3
		9.17	水	同、出水1丈4尺5寸
	2	4.7	震	在所大地震、品川梅石垣その他痛む
宝暦	5	夏	旱	大旱、松山領森松村と麻生村水論
	8	8.24	風雨	大風雨、虫害
	7	6	旱	八幡宮、松林寺雨乞祈禱
		6.26	旱	浄土宗百万遍、潤雨
		7.26	水	大風雨、出水1丈7尺5寸、死2人、牛馬2
	8	8.5	風雨	大風雨
	11	夏	旱	宮下、上野、八倉、徳丸、出作と麻生水論

藩札発行 泰温時代の「享保札」の公許期間は一七四五年(延享二)で終わるので、はやくから札遣の年限延長と新札発行とを願ひ出していたが、延享三年三月二五日幕府の認可があった。新札はいわゆる「延享札」で、多額に発行されたようであるが詳細は不明である。種類は一種であった(『大日本貨幣史』)。

- 一貫目 五百目 三百目 二百目 百目 五十目 三十目 二十目 十匁
- 五匁 三匁 二匁 一匁 五分 三分 二分 一分

藩は旧札や銀銭と取りまぜて適用するよう布達した。直棒・線棒 斗量にあたり、升に盛った穀類を平らにならす「とかき」(概)は泰興時代にその寸法は定められていたが、その形状は明らかでないにしても、恐らく直線的な器具であったろう。それがいつの時代からか、年貢収納において藩庫の有利なように曲線的なとかきに変化していた。その形もはっきりしない。線棒と呼ばれたように、山盛りに斗量されるように繰りぬかれた曲線の棒と考えられる。これに對して水平すりに斗量する直線的なとかきは直棒と呼ばれた。

一七四二年(寛保二)九月一日、泰温は藩庫のとかきが前々より線棒であったものを、英断をもって直棒に改めた。

御蔵二而計棒古来ヨリ線棒也、此度直棒相成、(『加藤家年譜』)

粒々辛苦の米豆であつてみれば、これは農民にとっては貴重な変化であった。しかしせつかくの改定も、わずか六年にして泰衛の治世一七四八年(延享五)一月三日くつがえり、ふたたび線棒による斗量にもどつた。このことは農民騒動の一つの口実となるのである。

供応役等で財政は好転せず、藩臣給与は高百石につき米豆一五石という低さとなり、翌年・翌々年ともに一九石に止まった。

藩主が家督を相続した場合、その挨拶として老中を藩邸に招待して供応するのが大名間の慣例であった。泰衛が相続してからは、財政行き詰まりのためそのことが実施できず、延引を重ねた。相続後一二年、一七五六年(宝暦六)初めからその準備にかかり、まず浅草屋敷改装の普請にかかつたが、意のごとく工は進まず、翌年一月に至つて大書院の建て継ぎが終わるといった有様であった。供応をすまふことはできたが、経費不足のため家臣は献米を命ぜられ、高百石につき米二石五斗の割合で献上したほどであった。

4 泰候の治世と財政

泰武の治世 泰武の治世はわずか六年に過ぎなかったが、やはり公役賦課による財的苦痛は免れ得なかつた。家督相続早々一七六二年(宝暦一二)三月一日、翌年の秋に来朝予定の朝鮮信使江戸宿坊の供応役を命ぜられた。その所要経費に苦しんで、五月一日には家臣一統の宛行差し上げを命じ、「飢渴に及ばざるまでに下さる」(『加藤家年譜』)というわけで、高百石につき九人扶持支給と定められた。こうして準備したが来朝は遅延し、一七六四年(宝暦一四)二月二十五日から三月一日まで宿坊で勤仕した。

一七六八年(明和五)四月、幕府は尾張・美濃・伊勢の国々の川堤修築の工を四大名に命じたが、泰武もこれに加えられた。奉行以下家臣をはじめ、大工・職人までこれに出勤した。さしあつたての経費は、藩として江戸・大坂で借用工面して済ませ、領内一統へは三か年の定めをもつて高懸(村高に依じて出銀を賦課すること)を命じ、寸志銀も申しつけた。

藩主	年月日	種別	災害事項
泰武	宝曆12. 6. 20	風雨	強風雨、出水 麻生・八倉・宮下村ら浮穴24村と水論
	夏	旱	強風雨、長浜濱家4~5軒
	7. 17	風雨	強風雨
	8. 9	風雨	強風雨
	11. 25	火	長浜出火、類焼178軒
	13. 4. 13	火	中村出火、類焼35軒
泰行	明和2. 8. 1~3	水	大風雨出水2丈1尺
	3. 7~8	旱	旱焼、八幡宮雨乞祈禱
泰候	明和5. 9. 24	火	御替地湊町出火、類焼80軒余
	明和7. 閏6.	旱	旱魃、寿永寺、八幡宮雨乞祈禱
	10. 29	火	忽那島出火、146軒焼失
	8. 6. 8	旱	大旱、麻生と上野ほか5村と永論、死人2
	7. 16	水	強雨、川々満水
	10. 23	火	中村出火、類焼69軒
	9. 4	火	江戸上屋敷類焼
	安永2. 5. 25	水	強風雨、出水2丈5尺
	4. 4. 10	火	如法寺出火、禪堂・経堂残る
	閏12. 17	火	高河原出火、類焼170軒、死人1
	5. 9. 5	火	向八尾出火、7軒焼失
	6. 4. 15	火	八尾出火、15軒焼失
	4. 25	火	中村出火、類焼67軒
	8. 4. 16	火	浮舟出火、類焼15軒
	4. 26	火	中村出火、類焼65軒
天明2. 1. 19	火	寿永寺出火	
7. 22	水	大風雨、出水1丈7尺、馬死1	
8. 20	水	大風雨、出水1丈5尺、馬死1	
3. 8. 12	水	出水、2丈8尺	
12. 23	火	高河原出火、類焼10軒余	
4. 6. 6	雨	長雨、八幡宮晴御祈禱	
6. 7. 2	雨	長雨、八幡宮晴御祈禱	
7. 2. 26	火	椎森出火、類焼42軒	
3. 4	火	光源寺出火、類焼40軒	
4. 6	雨	長雨、出石寺晴御祈禱	
4. 25	水	強雨、出水2丈9尺7寸余、死人5	

高懸の基準は村高一石あたり、郡内は銀一〇匁、御替地は九匁五分、島方は七匁五分であった(『中島町役場文書』)。

内分さしつかえがいかに長く続いたかは、一七三二年(享保七)四月一八日の大火で焼失した三の丸隅櫓が、再建もされず、四五年間も放置されていたことも知られる。ようやく一七六六年(明和三)一月に至って再建することができた。しかも経費節約のため、役人工匠の手だけで工を終ったのであった(隅櫓棟札)。また一七五六年(宝暦六)五月幕府から工事を認可されていた城外北通の堀川(堀川)は、一七年ぶりと泰候の時代一七七二年(明和九)九月二四日に終わっている(『加藤記』)。

一棟分を切組みにして、ともに藩船で江戸に回送した。

一七八七年(天明七)四月、大洲地方には強雨が続いた。四月二五日には大洪水となり、水位二丈九尺七寸増、流家一軒、潰家三三三件、死者五人という惨害であった。被害の詳細については、翌一月一四日幕府に届け出たが、その概要は次のようであった(『江戸御留守居役用日記』)。

- 水 入 田一四四二町余、畑二六八町余
- 植付不能 田一六六町余
- 不熟損毛 田三二町余 畑五〇六町余
- 井関破損 四八五三箇所
- 堤防破損 一九六四八間
- 石垣崩壊 一〇八間
- 山 崩 一〇六〇二箇所

省略令も依然として続いた。一七七二年(明和九)には藩邸類焼によって三か年の省略が令せられ、家臣宛行は高百石につき九人扶持支給となり、休職を命ぜられるものも多かった。ついで一七七四年(安永三)一〇月、さらに以後五か年の省略令が出、それがさらに一年延長となつたし、また、一七八三年(天明三)も省略年で、九人扶持支給となつた。公役 泰候の通常参勤公役も例によって大手組・桜田組・方角(火消)の各火防であったが、ほかに供応役と、川普請手伝いとを命ぜられた。一七七九年(安永八)勅使油小路大納言・久我内大臣の供応役を命ぜられ、八月二八日から九月七日まで勤仕した。

幕府は一七八六年(天明六)二月、関東筋ならびに豆州川々普請手

家年譜

災害と省略 泰候の治世は一八年、この間はまさに災害と農民問題の対策に終始したといつてよい。泰武以来の災害は前表のようである。

藩としてもっとも痛手であった災厄は、江戸大火による藩邸炎上と天明七年の大水害であった。一七三二年(明和九)二月二九日江戸では目黒(目黒)から出火、大火となって江戸城内にも延焼、類焼区域は幅一里長さ四、五里にも及び、焼死四〇〇余人を算して、明暦につぐ大火ともいわれた。大洲下谷屋敷・新谷浅草反敵屋敷・池ノ端屋敷がすべて焼失した。大洲藩では経費節約のため大洲中の丸の屋敷を解体し、また長屋

伝を一九大名に命じた。泰候の割当てられたのは六郷川川崎宿あたりで、工事は翌年一月から始められた。従来とこの方式は異なり、工事請負でなくてその経費を全納するのであった。所要総額は金六三九二兩三歩と銀一二匁六分六毛であった。

五 農民問題 (一)

1 寛延内ノ子騒動

癸 端 一七四九年(寛延二)冬、小田筋の百姓らは要求の筋があつて代官に願ひ出していたが、取り上げられなかった。ついで露峰・二名・薄木各村に徒党の風評があり、庄屋中にその取扱いが命ぜられ、代官から追つてのさしずを待てということだったんは静まった。しかし翌一七五〇年(寛延三)一月中旬になつても、何の回答もなかった。たまたま寺村の百姓清兵衛が田渡村で他村への触状を頼まれたことを知つた寺村庄屋栗田右衛門は、これを捕え小屋に監禁して糾明した。すでに強訴の謀議をしていた農民らは、清兵衛の逮捕を知つて一月一六日露峰・父之川両村一せいに立ち上がった。頭取は寺村百姓丸右衛門・権四郎および寺村中・薄木村中・二名村中・露峰村中といわれる。

農民らは二隊となつて、一手は上川村にも坂を越え中川村へ出、一手は日々野川を越え本川下村へ入つた。ともに村々を駆り出すためである。両隊は合流して一、五〇〇人となつて寺村庄屋宅を襲つた。彼らはその居宅をさんざんにうち破つて清兵衛を奪還した。同夜中に寺村の人数を誘い出し南山村に進み、人数を加えて二〇〇〇余人が大瀬村に侵入

〇〇年(寛政一二)駿府城加番を命ぜられ、九月二五日から一か年勤仕した。なお参勤公役として、竹蔵火消番のほか幸橋・日比谷口・鍛冶橋等の諸門番を命ぜられた。一八二〇年(文化七)三月一日隠居、翌年三月一日剃髪して出雲入道と称した。一八二六年(文政九)持病の疝癪および足痛療養のため、在所で道後温泉を汲み寄せ湯治することを願って許され、九月二八日新谷に移った。天保元年(一八三〇)二月二日新谷で没した。六四歳。法眼寺に葬る。法号観信院殿道源宗徹大居士。

加藤泰備 新谷第七代藩主加藤泰備(七七三)は泰賢を父として天明三年七月三日江戸に生まれた。幼名は恒吉。一八二〇年(文化七)三月一日父の隠居によって家督を相続、二月一日従五位下山城守に叙任した。一八二八年(文政元)駿府城加番を命ぜられた。なお本所竹蔵火消役、鍛冶橋・日比谷口・幸橋・呉服橋等の諸門番を勤めた。一八三一年(天保二)三月一日四九歳で隠居を許された。翌年持病の疝癪および足痛療養のため、道後温泉を汲み寄せ湯治することを願ひ、閏一月二五日新谷へ移った。一八四四年(天保一五)一月一日官名を長門守と改めたが、一八四九年(嘉永二)三月三日剃髪して誠翁と称した。明治四年二月一日新谷で没した。八九歳。新谷邸の傍、楓山に神葬して儂靈神と号した。

加藤泰理 新谷第八代藩主加藤泰理(八七五)は泰備を父として文化二年一月二日江戸に生まれた。母は津也(楨操院)。幼名は彦之進、隠居名を誠行という。一八三一年(天保二)三月一日父の隠居により家督を相続、翌年一〇月三日従五位下大蔵少輔に叙任した。参勤公役としては本所竹蔵火消役、日比谷口・幸橋・呉服橋等の御門番を勤仕し

た。一八六二年(文久二)二月二〇日隠居、一八六七年(慶応三)三月二〇日江戸で没した。五三歳。海禅寺に葬り華獄院と諡する。家においては神葬し、理靈神と号した。

一 泰済の治世

1 公役と災害

政治姿勢 泰済は幼年からその身をきびしい学習に委ねたが、藩主としての鎮成への志向は、かたよらぬというその学習態度となって現われた。側近をはじめ家臣らに対しても、学による自己形成を訓諭し、重臣らには特に読書を要求した。泰済の学に基づく政治姿勢は藩風を大きく変え、着実にその成果をあらわしたものであったが、なお在来からの財政的な圧迫はこれを妨げ、さらに公役による負担、災害による損耗などが障害となった。

公役 泰済の勤仕した通常の参勤公役は、大手組火防・桜田組火防のほか神田橋御門番であったが、ほかに川普請(三回)、勅使供応役を命ぜられた。一七九九年(寛政一)四月には藤堂和泉守らとともに、尾張美濃東海道筋川々普請手伝を命ぜられた。この年在所は干損で被害が多かった上、七月にはいっていわゆる「寛政の大火」で莫大な損耗の加わった苦難の年であった。

一八〇六年(文化三)には木下淡路守とともに、勅使広橋・千種両卿の供応役が課された。二月二六日御馳走処に移って勤仕したが、三月四日高縄から失火、江戸は大火となり丸の内にも飛火したので、勅使を護衛して小石川伝通院に避難した。翌五日には勅使は帰京の途につき御用

濟みとはなったものの、留守の間に大洲藩上屋敷・中屋敷ともに類焼の厄にあった。

一八二三年(文化一〇)四月二七日関東川々普請手伝の命を受けた。経費調達に苦しんだと見え、八月二五日領内富商豪農らに御用銀を命じた。人数は二九名、総額は銀二五二貫目(大洲商家由来記)。一八二三年(文政六)二月三日、またもや関東川々普請手伝が下命された。これら三度にわたる普請手伝という賦課において、その上納銀がどれだけでも残されていなく、いずれも天明七年度の納銀以下とは考えられない。このたびも領内富商豪農に御用銀が割りつけられ、三九名が銀三〇九貫を献納した(同上)。

災害 泰済時代も水火の難は多かった。その概要は次表のようである。

(1) 寛政の大火

一七九九年(寛政一)は泰済の参勤年であったが、七月二日午後一時ごろ在所袖木から出火、烈風にあおられて大火となり、城下町内残らず焼失した。類焼は二重櫓一つ、家中屋敷・奉公人家宅二〇軒余、三の丸内屋敷一〇軒、町家六二四軒であった。なお焼失土蔵一〇三箇所、町内貯米蔵も米一七〇俵とともに焼け落ちた。町内での銀札焼失は一三〇〜一三〇貫目ほどであった。町民らは途方にくれ、高河原・中村河原・古堀などで夜を明かした。諸方からは粥を持参して飢えをしのがせた。

年月日	種別	災害事故
天明 8. 1. 24	火	在所出火、類焼30軒
1. 28	火	中村出火、類焼30軒
3. 25	火	袖木出火、類焼 8 軒
3. 29	火	仲町出火、類焼27軒
4. 25	水	出水 2丈7尺9寸、死 2人
11. 25	火	新長屋出火、類焼14軒
天明寛政 9) 1. 20	火	中村河原出火、類焼200軒
1) 2. 1. 22	火	江戸本所出火、大洲藩下屋敷類焼
4. 7. 25	水	在所風雨、出水 2丈7尺5寸
6. 閏 11. 28	火	新谷町出火、類焼13.4軒
8. 8. 11	水	在所風雨、出水 2丈8尺2寸
9. 6. 25	旱	旱魃、八幡宮雨乞祈禱、八幡河原雨乞踊
11. 5~8	旱	5月中旬より8月まで降雨なし、田畑損毛
7. 21	火	袖木如法寺下出火大火となる
享和 1. 8. 19	水	風雨出水 2丈4尺2寸、濃家大洲31軒・新谷9軒
3. 5~9	旱	5月より9月上旬まで降雨なく旱損
文化 1. 2. 27	火	中村出火、類焼22軒
5. 4	火	中村出火、類焼11軒
7. 26	水	風雨、出水 2丈6尺2寸
8. 7	水	大風雨、出水 2丈9尺5寸
8. 29	火	中山村出火、類焼35軒、死 1人
2. 3. 18	火	江戸大火、大洲藩上屋敷・中屋敷焼失
3. 3. 4	火	風雨
4. 8. 1	水	風雨
8. 6	水	風雨
6. 6. 26	旱	旱魃、竹之窪水論
7. 22	旱	郡中雨乞千人踊
8. 12. 21	火	御櫓下御門焼失
12. 7. 8	水	6日より強雨、出水 2丈4尺2寸
13. 8. 23	水	風雨、出水 2丈4尺5寸
閏 8. 4	水	強雨、出水 2丈4尺1寸
文政 4. 8. 1	水	風雨、出水 2丈4尺
8. 8	水	風雨、出水 2丈5尺
5. 6. 22	水	風雨、出水 2丈7尺5寸
6. 7. 29	旱	郡中雨乞千人踊
8. 8. 14	水	大雨烈風、出水 1丈8尺
9. 5. 21	水	出水 3丈3尺1寸余
8. 4	水	出水 2丈2尺5寸

藩でも佐野伝四郎宅で粥をたかせ、河原・古堀へ持参させた。河原には二、三日から、四、五日もむしろなどで日覆をして泊まるものもあった。藩ではとりあえず焼残米を搗いて一人前二合ずつ難澁者に救いとして与え、以後日々搗かせて人別改め一人前三合ずつ救米とした。なお町内全体へ米一五〇俵、塩五〇俵が当座の救いとして放出された。米は家数五六〇軒程に割っておよそ一斗七合ほど、塩は一升余にあたった。さらに藩は町内一統の飯料さしつかえを救済するため、拜借米一六〇石余を提供、売場所を指定して二五日から売り渡させた。値段は相場より二匁減の一石銀一〇三匁、白米一升につき一匁六分五厘であった。またその場所極難者へは八月まで救米を与えた。宇和島領野田村民は、庄屋近田安右衛門永潔の指揮で出火とともに多数かけつけて働き、さらに依頼されて村方から木材を多量に供出して援助した(『加藤家年譜』・『大洲商家出来記』・『西田家文書』・『近田家譜』・『矢野家文書』)。

(2) 江戸屋敷類焼

一八〇六年(文化三)三月四日江戸では高縄片町から出火して、おりから、強風で大火となった。泰済の勅使供応の留守中に、下谷御徒町の上屋敷、下谷竹門の中屋敷とともに類焼した。浅草諏訪町の下屋敷は残ったものの、多くの家臣も焼け出された。藩は復旧費調達のため、城内の田圃二一八七俵の売却を願い出て許可された(『江戸御留守居役日記』)。なお九月一日には、在所家臣一統に対して宛行のうちから高百石につき米三石の割合でさし上げが達せられた。

(3) 水災

一八〇四年(文化元)は二度の大水に襲われた。七月二五、二六日に

の増水で出水最高記録であった。溺死三〇人、流家三〇軒に及ぶ。甚大な被害があったと考えられるが、史料が見当たらない

2 省略と財政再建

省略 泰済の時代にあつては、財政窮迫は大洲藩のみならず幕府をはじめ有力大名においても同様であった。大洲藩は一七八九年(寛政元)あらためて省略令を出したが、この年幕府も五箇年省略令を布達した。その年限明けの一七九四年(寛政六)には、幕府は一〇か年延長、つづいて七か年延長と布令を重ねた。

大洲藩における省略令は、一八〇三年(享和三)、一八〇五年(文化二)、一八二一年(文化八)にあり、ついでこれを引きつらたり(文化一〇年)、供方人数も二回にわたって減少し(文化四年・同一〇年)、御手廻組も二組から一組に縮めたり(文化一〇年)して、経費の節減を図った。

省略中は家臣の宛行は次表のように高百石につき二〇石支給の割合と

藩主	年号	給与(石)
泰	天明7	12石
	8	14石
	寛政1	20石
	2	20石
	3	20石
	4	20石
	5	20石
	6	20石
	7	20石
	8	20石
	9	20石
	10	20石
	11	20石
	12	20石
濟	享和1	20石
	2	20石
	文化1	20石
	2	20石
	3	20石
	4	20石
	5	20石
	6	20石
	7	20石
	8	20石
	9	20石
	10	20石
	11	20石
	12	20石
幹	文政1	30石
	2	30石
	3	30石
	4	30石
	5	30石
	6	30石
	7	30石
	8	30石
	天保9	30石
	10	30石
	11	30石
	12	30石
	弘化1	30石
	2	30石
3	30石	
4	30石	
5	30石	
6	30石	
嘉永1	30石	
2	30石	
3	28石	
4	30石	
5	30石	
6	28石	

は出水二丈六尺二寸であったが、八月には二六日から二九日に至る強雨によって特に大水となり、二丈九尺五寸余の増水であった。幕府への届けによれば作毛被害は次のようであった。

被害程度	大洲	新谷
不熟田	一三八六町歩	二七七町歩
同畑	二三八四町歩	四五七町歩
永荒田	一四八町歩	三〇町歩
同畑	一一一町歩	二二町歩

なおその他の被害は一回ごとに分けて記されているが、大要は次のとおりである。

大洲	大洲		新谷	
	七月二六日	八月二九日	七月二六日	八月二九日
井関損所	一三二五	三六七四	三二二	九三〇
堤防損所	七六八五	一〇三二二	一三五七	二四五〇
石垣崩	二〇〇間	五三〇間	一	一
山崩箇所	一三〇〇六	八六二五	一九六五	一八一〇
流家	九三	一三五	五	一四七
潰家	五〇〇本	六〇二七三本	一一三本	七二五三本
倒木	男四、女一	男五、女四	一	男三、女一
流死				

一八二六年(文政九)五月二日の洪水は、平水より三丈三尺一寸余

銀札と切手 銀札の発行はもともと財政緩和の必要からであるので、藩としては通貨としての札のみの通用を命じて来ていたが、一七九四年(寛政六)十一月二四日、金銀銭札うち交せての通用を許し、銀と銀札の引き替えも実施することとした。これは新谷藩も同様であった。一八一〇年(文化七)六月には、大洲藩は五分以下の銀札を発行し替えて、旧来の小札と交換した。

泰済の時代に流通した銀札高は史料がないが、泰幹の時代一八三三年(天保四)二月二五日、幕府へ通用銀札員数銀高を次のように届け出て

一 銀札七百貫目

内	卷分札	四万枚	此銀四貫目
	式分札	式万五千枚	此銀五貫目
	三分札	五万枚	此銀拾五貫目
	五分札	五万枚	此銀拾五貫目
	壹匁札	八万五千枚	此銀八拾五貫目

一八〇八	文化五	八・一四	長浜まで巡郷、一夜滞留
一八二四	文化二一	一〇・一五	御替地巡郷、帰路内山筋、落合より船
一八二五	文化二二	五・一五	青島波戸修復見分、長浜一泊
一八二七	文化二四	二・二七	下須戒鹿狩、長浜一泊
一八二八	文政元	二・一〇	長浜まで巡郷、一泊

三 泰幹の治世

1 公役・災害と省略

公役 泰幹の通例参勤公役は、神田橋御門番・桜田組火防・大手組火防であったが、ほかに普請手伝、供応役が賦課された。

一八二九年(文政一二)五月二三日、泰幹は藤堂和泉守らと甲斐国川々普請の手伝を命ぜられた。藩ではその経費支弁の一部として、家臣らに宛行のうち高百石につき一石の割合で差し上げ米を命じた(『加藤家年譜』)。一八三六年(天保七)には伝奏甘露寺園長・徳大寺美堅の供応役を勤め、また一八四二年(天保一三)には、將軍家斎一周忌のために参向した智恩院門跡の供応役に就いた。

一八四八年(嘉永元)六月、泰幹は松平阿波守らとともに大坂城の修復手伝を命ぜられた。経費の一部として、領内村々はその村高百石につき米六升の高懸りを命ぜられた(『岡田家文書』)。

災害と省略 泰幹時代の災害は下表のようである。

泰濟末期の一八二六年(文政九)五月の大洪水以後、藩はきびしい省略を令して各役所の経費節減を図っていたが、一八二八年(文政一一)

年月日	種別	災害事項
文政10. 6.17	水	強雨出水2丈5尺余
11. 7. 2	水	風雨、出水2丈3尺3寸
12. 5.24	水	強雨烈風、出水2丈4尺6寸
天保 2. 6. 3	水	風雨出水2丈8尺6寸
3. 6. 9	水	強雨2丈6尺6寸
9. 9	旱	大雨後9月9日まで干天、損耗
5.10.25	火	中町出火、類焼11軒
6. 5.14	水	風雨、出水2丈余
7. 6	水	風雨、出水1丈9尺余
7. 7. 8	水	大雨、出水2丈2尺3寸余
8. 4	水	強風、出水2丈1尺5寸(新谷2丈2尺7寸)
9. 7.22	水	強雨、出水2丈7尺3寸(新谷2丈6尺8寸)
10. 6~7	干	千人踊、百万遍念仏
15. 7. 6	火	長浜出火、類焼40軒
弘化 2. 5.21	水	強雨、出水2丈3尺4寸余(新谷2丈2尺余)
3. 7. 18	風水	大風害、出水2丈6尺、居宅倒破690軒
嘉永 2. 4. 3	火	八尾出火、類焼20軒
3. 2.20	火	中村出火、類焼11軒
5. 3	水	風雨、出水2丈2尺5寸
8. 7	水	風雨、出水2丈1尺4寸
10.12	水	大風雨、出水2丈3尺
5. 8. 22	水	風雨、出水2丈6尺余

八月二一日泰幹はいっそうの節約を命じ、三箇年間役所予算の二割減を励行させた。なお何回もの出水に苦しんだ泰幹は、城下溢水路開削のため、一八三二年(天保二)一〇月から五郎村溪雲寺山角の切除工事を実施した。

一八三六年(天保七)には二度の大水に見舞われた。大洲藩の不熟損毛高は田畑四、〇〇六町歩余、新谷では田畑八〇三町歩余であった。復旧費に苦しんだ兩藩は、田畑放出売却を幕府に願って許された。その高は大洲米一、二五〇石、新谷米二五〇石であった。ついで一八三八年

(天保九) 七月の出水では、大洲藩不熟損毛高田畑三、五九三町歩余、新谷藩田畑七一〇町歩余であった。重なる災害損毛に大洲藩は九月一日五か年間省略を令した。もっとも幕府でも一八二一年(文化八)以来延長に延長を重ねて来た省略令を、一八三三年(天保四) 一月にはさらに五か年延長し、極度の緊縮を天下に公布するほどであった。大洲藩はこの度の省略で諸役所予算をまた二割減とし、修繕は一切許さぬこととした。

一八三九年(天保一〇) 五月、大洲藩はまた改めて五か年間の省略令を布達した。目標は家中に置かれ、精神態度の肅正を基盤に、節約に努めて家計をたて直し本分遂行に支障なからしめようとするものであった(安家家文書)。この年六月以後領内は干害に苦しんだ。ひどい凶作で、幕府に届けた不熟損毛高は、大洲が田畑三、四三五町歩余、新谷が六七七町歩余であった。省略令においては法令格守の厳正が要求されていたが、このことは村方にも及ぼされた。村方としても、村民の中には窮迫のために法を犯すものもあり、村自体としての対策をも必要とした。この年一月、五百木・城廻・大瀬・村前の各村は申し合わせを行ない、独自の村法を樹立して庄屋方からその遵守方を指令した(五百木村永代記録)。次のようである。

覚

一 近年未進借金が自力で始末できないほどの者は御支配(藩の財政救済)下さるが、そのほかに生計維持の危ぶまれる者が多い。油断なく借財をしがなくては、ついに家督にも離れ流浪するようになるから、これまでの未進は今年から一〇か年で皆済するようにせよ。もし滞る者は漁獵は許さ

ず脇差・羽織の着用をさしとめる。

一 現在未納は許されないので、なるたけ冬の間(年内)に提出せよ。よんどころなく春越し(正月以後)になる分は、役人が証人となって担保を考えても、翌春は滞りなく皆済すべきこと。

一 御年貢は米豆とも粒納にすること。ただし大豆は不作で粒が悪く納められないで、やむなく銀納にする場合もあるが、四割方はぜひ粒納にすること。

一 年貢皆済しないうちは、相対借用や町払いをしてはならない。

一 賭博した者はおとがめ料は定法通りの上、男は五歩鬘、女は惣髪(髪)の分は中剃より前へ幅一寸そり抜くこと。

一 抜紙(紙密売)した者は、前からの村法の通り通札取り上げ厳重に処分する。抜紙も同様である。

一 盗みかたりはいうまでもなく、すべて御法は堅くそむいてはならぬ。

一 公事訴訟はよんどころないことは思うが、もともとわがままから起り上のおきてにそむき、親族も離れ離れになり朋友不和になり、その上経費もかかり、一つとしてつごうのよい点はないから、何事も相互に堪忍して、すべて争論はききと慎しむこと。道理をわきまえずめんどろを申し出る者は、問題によってはとがめを申しつける。

右は累年御未進・借用がかさんだので厳重に申し達し、近年のうちに皆済させるようにし、なお御法度にそむかぬよう厳重に申しつけるよう仰せ出された。そこでこの度村法を定めたから、それぞれ箇条の趣をよく心得、堅く守るべきものである。

天保十一庚子年

庄屋所

一八四六年(弘化三)には、六月に二回、七月に二回の洪水があり、

七月九日の時は五〇年来という大風害を併い、郷中の被害は多大であった。大洲藩は四筋の倒壊家屋六二八軒に対して、四三貫九四〇目の救銀を給した。被害程度によりに次のように差等が設けられた。

- 本倒 銀札一〇〇目ずつ 二二二軒
- 半倒 同 七〇目ずつ 九七軒
- 大破 同 五〇目ずつ 三一九軒

2 産業と民政

甘蔗栽培 幕府は特用作物を正規の田畑石高地に栽培することは禁止していた。甘蔗もその一つで、栽培は無高地(石高に計上されていない土地)・手余地(耕作者のない土地)・永荒地(洪水荒地)などで許され、勘定所甘蔗掛の認可が必要であった。毎年その收穫高は届けねばならなかった。大洲藩がいつからこの栽培を始めたかは明らかではないが、現在史料での初見は一八三二年(天保三)の『江戸御留守居役用日記』である。一月八日の幕府への届書は次のようである。天保二年植え付け分である。

領分甘蔗製作高書附

天保二辛卯年

- 一 甘蔗植付 畑畝八反五畝拾五歩 但手余地 伊予国喜多郡中村
- 一 甘蔗植付 畑畝五反三畝貳拾五歩 但手余地 同国同郡若宮村
- 一 黒砂糖製作高式千七百四拾五斤
- 黒砂糖斗ニ而白砂糖蜜等無之候

但他所ニ指出候程ハ出来不仕、領分中斗ニ而売捌申候、

右者加藤遠江守領分伊予国喜多郡中村手余地、同国同郡若宮村於手余地、

以後残されている史料で整理すると、製作高は次表のようである。年度の欠けているのは史料未発見のためである。

年度	中村	若宮村	米津村	黒田村	砂糖製造高
天保二	八・五・一五歩	五・三・二五歩			二七四五斤
三	七・九・二七	四・八・一八			一〇九八
四	八・〇・二七	五・一・九			三一九五
八	八・七・一二	五・二・五			二七七五
九	九・八・二二	六・五・一一			二九五三
一三	四・八・六	二・九・七			一六一一
一四	六・一・四	三・六・〇	二・〇・〇	三・七・五	三九七九
弘化元	七・二・〇	二・八・〇	二・〇・〇	三・八・三	二七五九

油絞り 一八三二年(天保三) 十一月、幕府は油に関する法令を改めた。各領国において本田畑・空地・園中の区別なく、どこに作った絞草(菜種・麻実・綿実・胡麻など油絞りの材料となるもの)でも、水車や人力で絞って領主・領民の日用の油としてよいことになった(『江戸御留守居役用日記』)。大洲藩では翌年四月郡奉行よりこの由を布達し、油渡世を認可して「御領分へ出来立候種子ヲ以テ出精相絞り申スベク候」と奨励し

去卯年製作高書面之通ニ御座候、右之外製作之村方無御座候、以上
天保三壬辰年正月

加藤遠江守家来

戸田正藏

御勘定所

訴の企てがあった。恐らく租税減免に関するであろうが、詳細は不明である。大洲藩の『獄門控』には次のように記されている。

天保八丁酉年三月十四日

左之三人、町中引廻之上斬罪申付、

一 獄門 田所村 佐吉

一 打首 柳沢村 喜太郎

一同 同村 弥六

獄門札

田所村百姓佐吉也、御制禁之徒党強訴之企いたす不届ニ付、召捕數日たしあきらむるの処、其科顕然たるにより如此行ふものなり、

(以下らしし紙) (佐吉分略)

柳沢村 喜太郎

此もの田所村佐吉に同意之上、徒党強訴之企致荷担科により、町中引廻し之上令斬罪者也、

弥六ノ分ハ喜太郎ト同文ニ付略ス、

(以上原文どおり)

2 竹之窪水論

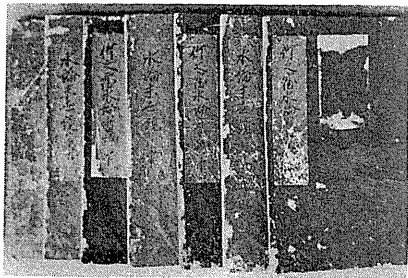
竹之窪井関問題 一八〇九年(文化六)六月二六日宇和島領平地村竹之窪井関の件について、新谷領阿蔵村と大洲領大洲村との間に水論が起った。新谷藩としては、本家支配を受けていた時期でもあり、その本家との争いなので歩の無い紛争であった。しかし阿蔵農民は屈していなかった。深井谷甚左衛門頭、中野組仲助村頭、元介村、太平・藤之允、深井組喜兵衛頭、城地組卯左衛門、波右衛門、万兵衛、古久米弥右衛門頭、上深井組夏五郎・谷蔵、柳蔵、有松組岩蔵らの粉骨の努力により、宇和

島藩八幡浜代官三浦八郎兵衛、宇和島領野田村庄屋近田安右衛門らの助力を得、最終的に阿蔵村の権利を守りきった。解決したのは翌文化七年一〇月三〇日であった。

こうした紛争の根源は、遠く泰興の時代に平地村が竹之窪井関を設けたことであつた(以下すべて『竹之窪水論実記』・『水論末世鏡』による)。阿蔵村は十二石田という辺から西の方、丁田および有松沖一円、平地村境まで、すべて平地井手の用水だけをたよとした。ところが平地村は、平地井手の一町ばかり上流の竹之窪に、阿蔵方の反対も無視して新たに井関を設けた。そのため平地井手は用をなさなくなったので、阿蔵農民は泰興に訴え出た。泰興は怒って領民数百人を動員し、平地村境に竹木

草土の別なく積んで堤とし、水を堰きとめた。ために平地村・野田村は、人家・田畑・道筋までことごとく浸水した。見分した八幡浜代官浅井字右衛門は大いに驚き、大洲村(当時産根村)庄屋五兵衛に、大洲代官田村理右衛門への斡旋を依頼したりして、両藩の折衝にもちこんだ。決定した取りきめは次のようであつた。

- 1 竹之窪井関は栗石関にして、土入関にはしない。



第52図 竹之窪水論(円満寺蔵)

- 2 平地分へかけ渡して余水になった分は関をあけて落とす。
- 3 阿蔵方の平地井手の破損は、井手下の平地田がかりの者に修理させる。もしその世話の行き届かない節は、阿蔵方が入りこんで修理したり、増闊、土入れなど勝手にしてよい。
- 4 平地井手の土場・石場ともに平地分の土地を渡す。

以後は、阿蔵方は御番所へことわっただけで井手関へ自由に行けること、水の乏しい年には、阿蔵有松の村目付から平地里部落の組頭に申し出て、竹之窪井関の水脈を切り落としてもらうことなどが慣例となった。新谷藩分知で阿蔵村がこれに帰属してからも変わることはなかった。なお竹之窪井関からの取り水は、平地分鬼がわらという一町歩ばかりの田地の用水であった。この田すそへすたり水があるのを見てから阿蔵は平地へ分水を要求するのが慣例であった。また鬼がわらのすそ余水と野田村の余水は、領境の垣下を抜けて大洲村七ノ八反の田水となっていた。ここへの引水を大洲方が欲するところから紛争が起こったのである。

水論起こる 一八〇九年（文化六）の夏は干天に悩まされた。阿蔵村有松組は慣例にしたがって平地村里組の組頭久左衛門頼に申し入れ、竹之窪井関の水脈をあげたが、しばらくすると水が絶えた。これは大洲方がせき止めたためで、大洲方は平地村庄屋に運動して、鬼がわらの余水以上に竹之窪井関の分水をもう一段どりに進んでいたのである。平地村からは、阿蔵に対して従来の分水は久左衛門の個人的な取り計らいであったので、今後は竹之窪井関の分水は拒絶すると通告してきた。これは百何十年という旧慣を破ることなので、阿蔵方を激怒させた。庄屋尾中清助を先頭に大洲方・平地方と折衝を繰り返したが、言を左右にして誠

意は示されなかった。

事態の停滞にいらだった中野組の藤之允・仲助・元介らは、組頭久保田武八に相談して、その発議により竹之窪井手を切りくずすよりなしと一決、六月二六日井手に水脈を切った。下の井手場に引いたが、人数は二三人になっていった。やがて大洲村方一〇余人が井手に到着、その水をふさいだので、阿蔵方は怒ってこれをあげた。両者口論となって川をはさんでにらみあった。夜になって人数はふえ、阿蔵勢は土場に八〇余人、大洲勢は関屋（谷）橋辺に三〇余人、ともにかがり火をたいて夜をあかした。

この争いも、大洲方が八幡浜代官所から分水をもらいうけた由の申し入れがあって、阿蔵方はやむなく引き上げた。

阿蔵方処分 七月四日、新谷藩役人は阿蔵村庄屋所に出向した。郡奉行長尾文四郎・同仲村仲・代官土居宗八郎、矢野熊蔵・高山金蔵で水論吟味のためである。彼らは阿蔵民の動きをあくまで徒党と見なし、八日夜まで村民を召喚して詮議をつづけた。七月一五日藩は庄屋・組頭・五人組に一応閉居を申しつけたが、二〇日には次のように処罰した。

組頭久保田武八 深井谷五人頭兼村目付亦右衛門 深井谷五人頭兼左衛門
上深井五人頭兼兵衛 中野組五人頭兼村目付仲助

役目とり上げ

庄屋尾中清助

役目取り上げ、新谷御家中ならびに町、阿蔵村、大洲御城下の住居往来禁止清助の妻はお構いなく梓八百蔵は幼年なので、後見として清助の妻の父である上新谷村庄屋平塚幾三郎が任命された。清助は平塚方に移って

謹慎した。

阿蔵民の努力 阿蔵民らにとつては、藩の処置ならびに八幡浜代官所の大洲への分水認可は納得のいかぬことであった。深井谷の甚左衛門は、仲助・元介・多兵衛・藤之允・喜兵衛・卯左衛門・波右衛門の七人を相談相手として、種々対策を練った。八幡浜代官所御用場の意向打診が先決であるとして、その方面のつてを求めたが、上須戒村組頭政所善兵衛を通じて代官所下代隠居二宮喜八郎へのたよりを得た。これによって八幡浜代官三浦八郎兵衛からは、大洲へ分水の許可はしていないことが明らかになった。あらためて、甚左衛門らは八幡浜代官所へ阿蔵への分水嘆願に出かけたが、組合庄屋を通じて願い出よと諭された。彼らは帰途野田村庄屋近田安右衛門にこのことを懇願した。

近田は八幡浜代官の指示を仰いだところ、代官所扱いでなく、庄屋の立場で善処せよとの内命であった。近田は平地村庄屋野田太左衛門と折衝して、阿蔵村への分水を認めさせ、これを書簡として受け取った。近田は八月五日仲助・藤之允・波右衛門をよび、この書簡を与えた。さっそく阿蔵では村民を急集して一統にこれを読みませ、平塚幾三郎を通じて事件の再審を願い出ることを議決した。

大洲奉行所尋問 一〇月二四日から阿蔵村民は順次大洲奉行所へ召喚された。尋問は一応一月一日には終わったが、すべて謹慎を命ぜられた。翌一八一〇年（文化七）一月二七日から、ふたたび大洲藩評定所において再吟味が行なわれた。二月一三日まで、阿蔵村民はほとんが呼び出され尋問を受けた。

大洲藩は大洲村民の審問もかさね、八幡浜代官所、宇和島藩郡奉行と

も折衝して事件の收拾に苦慮したが、大洲・新谷・宇和島三藩合意ということで、この分水問題を政治的に処理しようとした。

四月二日、阿蔵村民八五名は、大洲藩評定所に出頭を命ぜられた。前年末の大洲奉行尋問に対する各自の口供書に調印するためであった。

大洲・新谷裁許 翌四月二日、庄屋平塚幾三郎をはじめ阿蔵組頭・村目付・五人組・水實世話掛り・有松田掛りの五二名は、大洲藩評定所において、大洲・新谷両者の裁断ということで判決をうけた。宇和島・大洲・新谷三方示談の上であるという申し渡しとともに、次のような意味の文書が与えられた。

定

一 これまで平地村組頭久左衛門へ掛け合い余水をもらうことは、村方では公式のことと受け取っているようであるが、これはそのような訳でなく、久左衛門の計らいでして来た趣のことなので、これまで村方で考えていたところは心得ちがいである。しかし数十年もつて来た事ゆえ、以後も水入用の節は所望できる訳であるから、その度ごとに里組頭へやはりこれまでの通りことわってもらうようにせよ。もっとも方式は先方のさしずまかせよ。

一 この後早魁で水をもらいに行く時は、前もって庄屋へ届け、それより代官役へ申し出ること。

一 早魁になったら下目付を出張させておくから、平地村へ水所望に行く時はいっしょに付き添わせる。もっともさしずすすることもあるから、とやかくいってはならない。

一 これまで水をもらいに行くには、平地村御番所垣外の田へ水が満ちるの

を自覚してしていると聞いているが、大洲村の心得方はこれまでの通りと申しつけて、その隙はつけてないから、これからもそのように承知すべきこと。

一 水掛け引きの実はこれまでの通りと申しつけた上は、野田村庄屋近田安右衛門からもらった平地村庄屋野田太左衛門の書面は、もちろん不用と心得よ。

長尾文四郎
仲村 仲
戸田 肇
阿蔵村
百姓共へ

文化七庚午四月

五月二六日、平塚幾太郎は一件不行届ということで遠慮を命ぜられた。上新谷の自宅にもどり、門を半戸にして謹慎した。

紛争再発 この年また干水となり分水にあたっての解釈上の問題で紛争が再発した。阿蔵村は正規の手続きで竹之窪井手の分水を得たが、七日四日朝に至って断水した。大洲方からの申し出で関をふさいだのだという。阿蔵民は四日夕から朝にかけて庄屋所に集合、論議の末次のように新谷代官所へ訴え出ることにした。

- 1 竹之窪井関の開立てが、例年よりきびしい。
- 2 大洲村から関をふさぐことは御裁許書と違ふ。
- 3 大洲上河原まで引き水することは、阿蔵方心得とは違ふ。

新谷藩は下目付を派遣して説得させたり、下新谷村庄屋玉井十左衛門・重松村庄屋安川弘之進に説得を命じたりしたが、阿蔵民は納得しな

一 当夏の御裁許により右水掛りの場所が、今後特別の不作で村方が難波になつたときは、実態を調査して年貢を免除しまたは軽減する。
右の趣はこの度御呼びだし御説得があり、百姓一統が落意した箇條を書き留め、念のためそなたらに渡しておく。

十月晦日
阿蔵村預 平塚茂三郎殿
同村助役 玉井十左衛門殿
中山郡兵衛

このようにして解決したが、水論が起つてから絶えず紛争と尋問・村寄せに明け暮れること一年五か月であった。新谷藩郡奉行はじめ代官所は、本家支配という変則支配下にあるのみならず、すでに本家政庁と一体でさきに裁許を終わっていた問題だけに、特に苦勞したようである。しかし阿蔵村民は不屈の百姓魂をもって理を主張して譲らず、自力をもって打開するところもあり、ついに所期の目的を達成したのである。

- 村 替 水論によつて苦心した大洲・新谷両藩は、紛争の禍根を絶つたために、領村の替地を幕府に願ひ出、一八二二年（文化九）八月二二日その認可を受けた。取り替へは次のようであった（「加藤家年譜」）。
- 1 大洲領へ
阿蔵村 梅ノ川村
 - 2 新谷領へ
一木村 北山村 大南村の内

った。

阿蔵方は平塚幾三郎に頼んで野田太左衛門に交渉してもらい、平地村が宇和島藩から与えられた裁許書を写し取ることができた。この内容を知つて自信を得た阿蔵民は、九月三日口上書を提出、大洲方の井関の塞ぎと上河原の引き水は裁許書と違ふことを主張して善処方を要求した。

解決 一〇月二七日新谷代官所は、甚左衛門・仲助・元介・利左衛門・多兵衛・卯左衛門・甚之允を召喚した。彼らはこの日審問が終わらず御屋敷内留め置きとなり、翌二八日には村目付・五人頭残らずほか三名、二九日には田掛りその他六一名が尋問された。

一〇月三〇日、代官よりあらためて分水一件に関する箇条が申し渡され、一同はようやく落意した。この箇条は代官中山郡兵衛の名において、平塚・玉井にあてた文書として与えられた。次のような内容である。

口達の覚

- 一 竹之窪井関の分水を平地村に所望ののち、明口塞あきくさということはないと心得ているようであるが、このことは、先の御裁許の通り双方ともに村方へ入りこみの下役へ申し出、聞き届けの上あげふさぎするわけのものであること。
- 一 上河原へ水を掛けるという訳ではない。ただし隙限をつけないという御定めがある上は、かみの余水が流れることは格別である。
- 一 分水七歩三歩というきまりはない。
- 一 竹之窪井手の関方は、強関にしないはずに前からきまつている。ただし分水を頼んでからのち、水の分量は、大洲村では弥陀沖、阿蔵村では有松関掛りを自覚してする。

第六節 幕末期の領況

一 藩主家統 四

1 大洲藩後嗣

加藤泰社 大洲第一二代藩主加藤泰社（一八四四）は、泰幹を父として天保一五年一月一八日大洲城で生まれた。幼名於菟うさぎ三郎、生母はトキ（雲林院）、「奥様御養い」となり一八四七年（弘化四）三月三日嫡子に内定した。一八五三年（嘉永六）父の死により急出府、実名を泰社と定めその六月一五日一〇歳で家督を相続した。一八五七年（安政四）二二月一五日従五位下出羽守に叙任した。一八六二年（文久二）閏八月二二日幕府は制度を改め、参勤は三年目ごとに一〇〇日在府とし、大名妻子の帰国を許可したので、その妻は翌年一月二一日大洲城に帰着した。妻は越後新発田城主十方石溝口主膳正真博の二女文（貞厳院）である。

泰社は朝廷を重んじ攘夷論の立場をとり、著述に『攘斥書』・『防海策』などがあつた。一八六四年（元治元）五月五日滞京尽力の功によつて四品（従四位下）に推叙された。七月下旬から病気がちであつたが、八月一六日夜急変して没した。二一歳。洪徳院殿仁岳宗温大居士。八月二五日如法寺に密葬し、発喪は九月二〇日、本葬は一〇月二九日であつた。

加藤泰秋 大洲第一三代藩主加藤泰秋（一八四七）は、泰幹を父として弘化三年八月二二日大洲城に生まれた。幼名廉之進、実名ははじめ泰輔である。泰社の弟、生母は同じである。翌年四月「奥様御養い」となつた。

一八五三年(嘉永六)父の死によって兄とともに急出府した。一八五六年(安政三)一歳、許されて四月一日大洲城に帰り、同月二十七日には明倫堂に入学した。一八六四年(元治元)五月二十八日兄の政治相談役を命ぜられたが、三か月にもみたないでその急死にあい養嗣となって急出府、一月二六日家督相続を許された。この時実名を泰秋と改めた。翌年二月二日従五位下遠江守に叙任した。以後一八六六年(慶応二)九月七日の帰城まで江戸に留めおかれた。これよりさき六月二日には摂州打出村陣屋警守を命ぜられた。このことからやがて薩長同盟に介入することになり、直接行動に移るのである。

2 新谷藩後嗣

加藤泰令 新谷第九代藩主加藤泰令(一八五三)は、泰理を父として天保九年三月一八日新谷に生まれた。幼名は真之助、生母は八十(京都神原氏)である。一八六二年(文久二)二月二〇日父の隠居により家督を相続、同時に従五位下山城守に叙任した(慶應三年六月六日出雲守に改める)。一八六三年(文久三)六月二六日京都召命内勅を受けて以来、動乱のなかに活躍する。

二 泰社の治世

1 安政大地震

在所大地震 一八五四年(安政元)一月には、三日・四日の地震を前触れとして、五日午後五時ごろから空前の大地震が襲来した。大西藤太は『大地震荒増記』に次のように記している。

嘉永七ツとし中冬初めの五日、申の半刻とおぼへし頃、一統夕まの拵へ、

見舞われた。前回よりはやや小さかったが、翌日夜明けまでに三〇余度、二六日も六度ほど余震があり、二八日午後二時また激震があった。人々は前と同様に八月中は小屋住まいであった。大洲城内の被害は大きく、西の門辺は道が裂け御門台は二尺余下がりが、石垣は過半くずれた。倒れた土蔵もあり、城門廻り御櫓・高欄櫓・台所櫓は大破し、千間塀のくずれもひどかった(『加藤家年譜』・『大地震荒増記』)。

城中の大破につき、家中・御家人・組付等が総出動して石持ちなどの使役に従事し、領中村々からも加勢夫をさし出した。経費がかさむので、藩は村々富裕者に借上銀を命じたがなお不足なので庄屋中の発企として、庄屋・加勢夫三〇人以上の銀納負担が募られた。五百木村・城廻村からは一七〇人役賃銀札一貫二九五匁(一人役三匁五分)が納入され、郡中からは庄屋分五〇〇人役賃二貫五〇〇目(一人役五匁)、村方分一〇〇〇人役賃四貫目(一人役四匁)がさし出された(『五百木村永代記録』・『郡中役用控』)。

この地震で大破した台所櫓は一八五九年(安政六)三月から修築にかかり六月中旬上棟され、高欄櫓は翌年一月下旬から建て替えが始められ、一八六一年(文久元)二月完成した(『荷持柱はぞ銘文』・『縁板裏記銘』)。なお本丸の廻り櫓は大破して取りのけたまま、経費の関係でなく放置されたが、ようやく一八六六年(慶応二)一月から修理にかかった。藩は村々に一六〇〇人の出夫を命じた(『平岡村庄屋文書』)。

江戸大地震 一八五五年(安政二)一〇月二日午後一〇時江戸は大地震に襲われたが、同時に大火となりひどい惨害であった。『力石平吉手記』には次のように記されている。

あるいハ食するもありし最中大地震、一統時のごゑをあげたからはいふもさ
らなり、家蔵もすて置(き)、老いたるもの手を引(き)、子供あるいハ
やもふものをひんだかゑ、ひよろつきながら一文字ニ広き場所へところろ
ざし、前代未聞の事共なり、……(中略)……よふくなりもしばしつま
り我家(か)へ(一)立寄り……夕間暮頃食事仕廻夫レのみを咄し合、……兎や
角するうち又ユリ出し、元の如くこゑあげ、ざんじやみ顔見合居る所へ、初
手の如く大なるユリ来り、いよいよ一統戸さす間もなく広場をさして出て行
夫より戸板置のるいをとり出し居所を定(め)、ふとん着枚をせなにかげ、
頭ニハ大箱をいたたき、其内鹿末の小屋を掛けるもあり、……

七日午前一〇時、また激震が襲って人々は小屋に逃げた。以後余震は絶えないので小屋住まいは続いた。町内で家二軒、中村で長屋八軒ほどが倒壊した。一五日程から家にもどる者もあった。小屋は大洲では本町・中町・裏町の二丁目の者は樹形に、二丁目以下は川原に、塩屋町辺はその出口付近に作られた。樹形には別に藩の大小屋ができ、近村の百姓数百人が詰めて火防のため待機した。

罹災者救済のために、藩は大洲・中村に小屋をかけた粥の炊き出しを行なう一方、蔵米相場、玄米一石一四五匁のものをさげて、白米一升一匁三分で払い下げた。町人では、丸屋卯兵衛は町内救いとして米・みそ・こんぶを提供し、中村の酒屋の米屋善平は一〇日間町郷へ粥の炊き出しを行なった。

この地震で大破した城の東門台および橋掛御櫓は長く放置されたが、安政三年三月から修理にかかり、五月二四日御櫓の上棟式が行なわれた。一八五七年(安政四)八月二五日前九時、在所はまたもや大地震に

安政二年十月二日夜四ツ過頃、江戸前代未聞之大地震ニ而、家屋大損人畜死傷如山、殊ニ浅草遊郭吉原より出火、其外四方出火、地震と失火にて死亡甚敷、三十六ヶ所も焼失致し、本所辺ハ土地裂け美ニ惨状憐成る事にて、諸方声立、是が現世の地獄かと存候、回向院へ大七車にて死亡人横参り、埋葬一所に致し、今に其印残り居る。

丸の内からも出火し西の丸が焼失したほか、市中大名屋敷二八、旗本屋敷五五〇も類焼し、市中の即死人一万二三八〇人と伝えられた。大洲藩邸の被害は上屋敷の在府長屋一棟、中屋敷の同一棟、下屋敷の同一棟が倒壊し、死者五人、邸内の破損はひどかった。新谷藩邸では屋敷も長屋もすべて倒壊、死者一三人という大被害であった。その造営のため、新谷藩は領内より寸志銀を受納した。一人銀一〇〇目から二貫目までの間で、今坊村からは三一人銀札一三貫目四〇〇目、出海村からは一六人九貫九五〇目であった(『加藤家年譜』・『力石平吉手記』・『大地震荒増記』・『久保家文書』・『出海村庄屋文書』)。

2 勸農と凶作救済

勸農銀制度 大洲藩においては一八六〇年(万延元)五月、代官の指導で郡内に農事奨励費を生み出すための基金制度が成立した。はじめ試みとして南筋でこの前年「如春講」を発足させて好成绩であったので、小田・内山・川筋にも、三筋庄屋二人ずつを世話方として「勸農銀」を企画させた。運営は三筋一体として行なわれ、一〇か年を単位として基金利潤によって勸農に資するわけである。当初の基金総額は二二五貫余であったが、藩・代官所からの無利子貸しつけ五七貫目のほかは郡内貯銀その他の資金をまわし、各筋からの直接出資は六〇貫目であった。

第七節 肱川の大水害

肱川の大水害については、藩政時代のようすが『加藤家年譜』にたびたび記録されている(第三章参照)。平常時は豊富な灌漑用水に恵まれ、地味も肥沃で農耕に適した肱川流域の平地部も、一たび激しい雨に見舞われると、川は氾濫して平地部全域に災害を繰り返してきた。特に一九四三年(昭和一八)の水害は、戦時中の森林の濫伐と、食糧増産のための山野の開墾等悪条件の積み重ねによって、空前の惨害をもたらした。

昭和一八年大水害の状況

昭和一八年七月二日、はげしい雨のため翌朝は三善村の水田に冠水し、長浜と大洲の鉄道は数か所の山くずれと線路流失のため不通となった。二日も大雨が降り続いて、大洲平野は一大湖水と化し、十夜ヶ橋大師堂の屋根をわずかに残し、国道沿いの電柱も水没する有様となった。二三日にやや小やみになって減水し始めたころ、再び豪雨が襲い、八幡下の国鉄鉄橋は右岸の橋桁をもぎとられて線路が中づりになり、大洲と八幡浜の鉄道は不通となった。氾濫した泥水は堤防をくずして、たちまちにして若宮・中村方面の人家に浸水した。また肱川橋も橋桁を沈め、しぶきが橋の上を洗うほどで、午後五時には水位は最高を示して二八尺(約八・五尺)に達した。

このため被害のもっとも大きかった大洲町では、高河原と榊形から流



第65図 常磐町の水害

れこんだ水が、肱川橋のたもとの数戸と、城山を残して浸水し、外濠からはいった水は三の丸一帯を泥沼化した。また中村側は、矢落川と、若宮堤防を越えた逆流に合せて、鉄橋のたもとの堤防を切った水のため、渡場・山根の一部を残して浸水し、新町・若宮あたりは二階まで水没した。町内三、五〇〇戸中三、〇〇〇戸が浸水といわれている。

一切の交通は杜絶し、電燈は消え、電話は不通となり、食糧品も夜具も水びたしとなり、飲料水にも事欠いで、屋根裏で夜を明かした人も多かった。特に若宮の町宮住宅の被害ははなはだしく、濁流に押し流された三戸の人家は跡かたもなく、残った二十余戸も見る影もなく倒壊し、その上三名の人命までのまれてしまった。

三日三晩にわたって降り続いた雨量は七〇〇筋にもなって、山も田畑も飽和限界を越え、水圧は地表の軟弱について噴出した。南久米の長谷では、鳥坂峠の頂上付近から崩壊し、氏神の南山神社も、山林も部落も一飲みにして押し流し、山津波となって長谷本村へくずれ落ちた。余勢をかった泥流は松尾川・嵩富川を経て肱川までの約八筋にわたって荒野と化し、死者八名の犠牲者を出した。

また北裏の山くずれは、滝の宮川を埋め、堤防をくずし、根こそぎにな

った林木を遠く阿蔵・西大洲まで、およそ五筋にわたって押し流し、美田二〇〇畝を泥土でうずめつくした。ここでも警防団員一名が濁流にのまれて殉職した。

さらに米津の清涼寺には、水没した道路沿いの人々が避難していたとき、地すべりが起こって、寺もろとも埋もれ、一名の遺体もわからな

い状態となってしまった。

森山の桐畑部落は、肱川の逆流によって流失家屋一三戸、倒壊家屋七戸で、部落全滅の被害をうけた。

災害一覧

この災害による被害状況を、喜多地方事務所総務課がまとめたものは

昭和一八年七月災害一覧

(喜多地方事務所総務課)

調査区分	人		家						屋				田(町)		畑(町)		山林(町)	
	死亡	不明	流失	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	流失	全壊	床上浸水	床下浸水	流失	冠水	流失	冠水	流失	冠水	
大洲町	二	二	三	二六	四	三〇〇	一〇〇〇	六	三	二	一六	一〇	三〇	二	二	〇	〇	
平野村	〇	〇	五	五	〇	七	四	一	一	一	一	一	一	〇	〇	〇	〇	
南久米村	八	〇	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
菅田村	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
大川村	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
新谷村	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
柳沢村	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
三善村	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
栗津村	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
上須戒村	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
他の喜多郡内	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
計	二	二	三	二六	四	三〇〇	一〇〇〇	六	三	二	一六	一〇	三〇	二	二	〇	〇	

前表のとおりである（大洲市関係分抜）。

水害対策

喜多地方事務所長は災害対策本部長となり、相次いでもたらされる想像も及ばない被害に対処するため、大洲警察署と緊密な連絡をとりながら、救護活動にのり出した。泥水の町中を川舟で、屋根裏に救助を待つ人々を、学校や山すその寺院へ避難させる救助班の活動と並行して、二階に待避している人々には、早速たき出しをはじめ、食糧と飲料水を配給した。

県では、戦時下のこの被害で戦意が減退することを心配して、惜しめない復旧の手をさしのべた。まず仕事は、膝を没する町内の泥土とりのけからはじまり、橋・川の応急措置・鉄道の復旧等の緊急作業と同時に、被災者一人一人の衣食住の確保にも傾注しなければならなかった。

災害対策本部は緊急罹災者の救済と災害地の復旧のため、喜多郡内の官公署・学校・各種団体に対し勤労働員を発動した。鉄道の復旧を先決とし、一日五〇〇人を繰り出した。被災一〇日目の九月二十九日に長浜へ大洲が復旧し、つづいて大洲へ八幡浜も一五日目の一〇月四日に開通して、ようやく物資輸送と交通が再開された。引き続き決壊した道路も復旧して、建築資材が運びこまれるようになった。

この水害の状況が中央の新聞やラジオで国内に報道されて、各地から救済の金品が届けられた。特に皇室からは救恤金を下賜されたほか、皇后陛下の御名代として高松宮妃殿下を派遣せられ、喜多郡内の被災各地を見舞われて、住民は復旧に一層元気をふるうことができた。時局下食糧増産は大切な国策であったので、流失した耕地の復旧に取

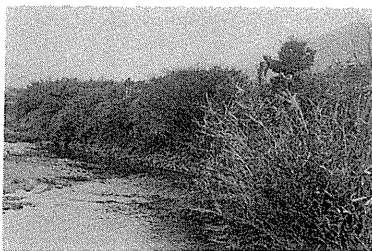
りかかることとなり、中等学校生・青年学校生・青年団・教職員・僧侶の勤労報国隊を結成し、町村民も総がかりでこれに加わり、翌年四月まで、延べ二万四六〇〇人が動員された。

愛媛県は、大工・左官・畳屋・建具屋を県下各地から動員して特別工作隊を編成し、大洲町へ派遣した。罹災者に分配された量は一万二五〇〇枚、障子は二五万〇二〇〇枚にのぼった。さらに県は、山口・香川の両県へ要請して石工隊を招致し、郡内の石工八十余名とともに、道路・橋・河川の工事にあたった。

これらに要した経費のうち県費支出額一〇〇〇万円は、今までにない多額の出費であった。町村の支出額は九一万三四〇〇円であったが、被害総額は農作物・家屋・その他の合計三〇〇〇万円を超える額に上った。

藩政時代の治水対策

大洲の治水には古い時代から人々がなやまされてきたが、大洲藩政が固定してから特に治水に意を用いた。五人扶持の水番二名を置いて、交代で昼夜城山下の地藏淵で水位を観測させたり、溪雲寺（慶雲寺）の山を切らせて川幅を広くしたり、なげを築かせて流れの方向を変えたりもした。また堤防には本流へ、マタケ、ホテイチクを植え、さらにエノ



第66図 久米川の堤防

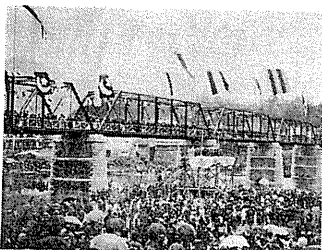
キを混植し、これを御用敷といつて管理し、堤防の崩壊を防ぐとともに、氾濫の時は耕作地を流さないように水勢をやわらげる方策とした。支流の矢落川・久米川・嵩富川へはメダケを植えさせて、耕作地が蔭にならないように配慮してあるなど、行き届いた施策を見ることが出来る。今は本支流とも、近代的な護岸工事がすすめられて、竹藪は次第に取りのけられているけれども、なお各所に昔の面影をとどめている。

第八節 肱川架橋

大洲町と中村側を境する肱川に橋をかけることは、夢のような望みと考えていた地方民の宿願が、大正二年九月についにかなえられた。開通式当日の写真に次のとおり説明が印刷してある。

「長さ九九間（約一八〇呎）高さ一五尺（約七・五呎）、さらに水底に埋没せる台石の高さ二五尺、肱川の清流颯々唯一の壯観にして、四国随一と稱せられる。」

工事は明治四四年一月に起工されたが、水量の多い川底の作業は、手掘り巻き上げの難工事であったばかりでなく、幾度か出水のため折角の工事を土砂に埋もれてやり直さねばならなくなり、その上人命も失うなど、多くの犠牲を払って、三か年の日数を費やした。また工費は一〇



第67図 肱川橋開通式（大正2.9）

万円を要したという。当時松山湊町米穀問屋の米相場では、米二万二〇〇〇〇の俄の代金に相当し、昭和四五年の米相場に換算すると二億円相当になる。現在肱川橋をかけるにすればそれだけの費用は必要ないから、相当思い切った大工事であったにちがいない。大洲町では九月一日から三日間、開通を祝う盛大な催しを繰り広げた。油屋下と中村河原に大やぐらを組んで、終日餅まきがあり、近在の村からも仮装行列がくり出され、高河原には見せ物小屋が立ちならび、活動写真や軽業も催され、屋台店や掛茶屋には多くの見物客が集まり、近ごろにない大にぎわいであった。

架橋以前のよつす

川舟 肱川は、毎年何回か洪水のため交通が途絶した。これを川止めといつて、川舟の往来が禁止された。川止めになると中村側は二本松（橋から下一〇〇呎のあたりに松の老木が二本あったところ）の馬車の停留場に、大洲側は夷子神社境内（商工会議所北隣）に、川を渡す荷物を滞貨させて、川開き（平水になって川舟の渡しが許可されること）を待ったが、時には一週間も川船の往来が途絶することもあった。人々はそのたびに大そう不便をした。

明治以後、肱川には城下渡し、梶形渡し、油屋下渡し、柚木渡しの公認の四渡しがあった。このうち城下渡しは藩政時代は殿様渡しといつて、百姓町人の渡しは禁じられていた。愛媛県はこれを廢して川渡舟免許鑑札を交付し、官許渡しといつて特定の者がこれに携わった（「愛媛県資料」）。また渡舟料は大人五厘・子供二厘と定められたころもあった。半銭（五厘）や一厘の小さい銅貨が通用していた。それぞれの渡しには